

改定前	改定後
<p>立地基準編 第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第24号 「農家等の分家住宅」の用途の変更に係る特例措置</p> <p>開発審査会提案基準第4号の「農家等の分家住宅」の要件を具備しているため、許可を受けた住宅等(旧提案基準第17号により許可を受けた住宅等も含む。)を当初の目的以外の住宅とする用途の変更において、申請内容が次の各項に該当するものであること。</p> <p>(適用対象)</p> <p>1 申請者は、<u>当該建築物に対して開発審査会提案基準第4号「農家等の分家住宅」による許可を受けた者(相続により当該建築物を取得した者を含む)</u>であること。</p> <p>2 申請内容が次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 前項に規定する者が当該住宅を適法な状態で20年以上にわたり使用しており、かつ、<u>当該者</u>が用途の変更をする理由があること。</p> <p>(2) <u>前項に規定する者</u>が当該住宅を適法に使用しており、かつ、当該者が用途の変更をする真にやむを得ない理由があること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(施行期日)</p> <p>4 この基準は<u>平成27年4月1日</u>から施行する。</p> <p>注</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「使用」とは、居を構え、第三者への売買、賃貸等を行わずに自らがその分家住宅<u>で</u>生活を行っているものをいう。</p>	<p>立地基準編 第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第24号 「農家等の分家住宅」の用途の変更に係る特例措置</p> <p>開発審査会提案基準第4号の「農家等の分家住宅」の要件を具備しているため、許可を受けた住宅等(旧提案基準第17号により許可を受けた住宅等を含む。)を当初の目的以外の住宅とする用途の変更において、申請内容が次の各項に該当するものであること。</p> <p>(適用対象)</p> <p>1 申請者は、<u>次の各号のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p><u>(1) 当該建築物に対して開発審査会提案基準第4号「農家等の分家住宅」による許可を受け、当該建築物を現に適法な状態で使用している者(以下「分家人」という。)</u></p> <p><u>(2) 相続により分家人から当該建築物を取得した配偶者又は直系卑属であり、当該建築物を現に適法な状態で使用している者。ただし、被相続人と共に当該建築物に居住していた者に限る。</u></p> <p>2 申請内容が次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 前項に規定する者を<u>主な構成員とする世帯(以下「分家人世帯」という。)</u>が当該住宅を現在に至るまで適法な状態で20年以上にわたり使用しており、かつ、<u>申請者</u>が用途の変更をする理由があること。</p> <p>(2) <u>分家人世帯</u>が当該住宅を<u>現在に至るまで</u>適法に使用しており、かつ、申請者が用途の変更をする真にやむを得ない理由があること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(施行期日)</p> <p>4 この基準は<u>平成30年10月1日</u>から施行する。</p> <p>注</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「使用」とは、居を構え、第三者への売買、賃貸等を行わずに自らがその分家住宅<u>を所有し、継続して</u>生活を行っているものをいう。</p>